

平成31年度

「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」のご案内

URL: <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024)522-2266
FAX: (024)522-4513

足場等からの墜落防止措置等に関しては、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）が改正され平成21年6月1日より施行されました。

これに伴い、足場の点検が強化され、労働安全衛生規則第567条に基づく足場を点検する者については、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名することとされていることから、当支部では足場の組立て等作業主任者に対して、同規則の改正の主要部分である足場の点検、記録等が十分実施できる能力の付与に資する教育を実施いたします。

なお、この教育の内容、時間、方法及び講師は「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくものであります。

1 講習日時・会場・受付期間

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
10月	開催日	10日(木)	8月28日(水)	9月27日(金)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		

※日程 8:45～16:35

2 受講対象者

「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者

※足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写しを受講申請書送付の際に併せて提出してください。

3 講習科目・時間

講習科目	範囲	時間
・最近の足場、部材等及びそれらの管理 ・手すり先行工法ガイドライン	・足場、部材等の種類と特徴 ・部材の選択と管理 ・手すり先行工法ガイドラインの概要	1時間
・足場の組立て等の安全施工と保守管理	・足場の強度計算の方法 ・組立て、変更等の基本的事項と留意事項 ・組立て、変更時の点検のポイントと記録等 ・組立て、変更後等の保守管理	4時間
・災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち、足場の組立て等に関する条文（省令の改正部分を含む）	2時間
合計		7時間

4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

受講料	
受講料	6,480 円
教材費	1,540 円
合計	8,020 円

※平成31年10月以降は消費税の変更により、受講料も改定する予定です。

5 修了証

所定の科目を受講した方には、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了証」を交付します。

6 定員

申込み順で、各開催定員80名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

7 受講申込み方法、手続き

(イ) 受講申込み手続き

受講を希望される方は下記順序にて、申込み締切日までに手続きを完了して下さい。手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。

- ① 申込み 必ず電話で建設業労働災害防止協会福島県支部（以下「建災防福島県支部」という。）へ申し込んで下さい。
※電話のみでの受付となります。Faxでの申込みは不可。
受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00
- ② 受講申請書送付 受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
- ③ 振込案内書送付 建災防福島県支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。
※受講申請書を建災防福島県支部へ郵送後、1週間経っても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。
- ④ 受講料振込 受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。
・振込手数料はご負担願います。
・銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ⑤ 申込み完了 振込の入金確認をもって申込み完了となります。

(ロ) 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入押印及び写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）3枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて建災防福島県支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記(イ)②を参照。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの技能講習以外では一切使用いたしません。）

8 その他

- ① 受講当日、本人の確認をしますので、必ず顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。
- ② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。
- ③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡下さい。
- ④ テキストは講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

講習会申込みから受講までの流れ（全講習同じ）

- ①申込受付開始日の午前8時30分以降に、建設業労働災害防止協会福島県支部（以下建災防福島県支部）に電話で受講申込みの受付をしてください。
 - ・建災防福島県支部では人数を確認し受講の受付を行います。
- ②建災防福島県支部のホームページ等から受講申請書をダウンロードし、「受講申請書」を作成してください。
 - ・受講申請書に貼付する写真はカラーコピー不可・
- ③受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
 - ・建災防福島県支部で申請内容を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。
- ④送付された銀行振込先に受講料を指定された日までに振り込んでください。
 - ※振込指定日までに振込がなされていない場合は受講をキャンセルしたものとさせていただきます。
- ⑤受講当日、本人の確認をしますので、必ず顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参してください。
 - ※本人が確認できない場合は受講できません。